

資料 3

平成 16 年 5 月 19 日

有明海等環境情報・研究ネットワークについて

1. 目的

この事業は、有明海及び八代海（以下「有明海等」という。）において、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定し、その構想を具体化することにより、また海洋・環境等に対する意識の向上を図るために啓蒙普及活動を総合的に実施することにより、有明海等において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海等の再生を図るために措置を講ずることを目的とする。

2. 期間

平成 15～17 年度

3. 事業内容

有明海等の環境等に精通した有識者の意見を踏まえ、関係省庁、県、大学及び民間団体に協力いただき、環境情報・データベースを構築したうえで、インターネット上で広く一般に情報を提供する。

また、調査研究の質の向上を図るための研修会等を開催し、海洋・環境等に対する意識の向上を図るための啓蒙普及活動を総合的に実施する。

1) 有明海等環境情報・研究データベースの整備

(1) 環境データ情報

環境データ情報には、自然情報（水質、プランクトン、赤潮、貧酸素、底質、底生生物、流況、自動観測ブイ、干潟・藻場など）及び産業情報（漁業協同組合、漁業種類別・魚種別漁獲量など）に分類した情報を収載する。自然情報及び産業情報は、それぞれ数値情報及び加工情報がある。

① 数値情報

ホームページ上で、データベース化された環境等のデータが一覧表で表示されるほか、必要に応じて登録会員はそれをダウンロードして利用できる。

② 加工情報

ホームページ上で、①の数値情報をもとに水平分布や経時変化を図化したものをメニューとして準備し、利用者はメニューから必要な加工情報を選択して閲覧することができる。

(2) 研究関連情報

研究関連情報には、研究機関情報、行政機関情報、研究者情報、文献情報、生物情報、学会等関連情報に分類した情報を収載している。

① 研究機関情報

有明海・八代海等を研究対象としている水産関係試験研究機関、大学及び有明海等環境情報・研究ネットワークに関連の深い試験研究機関等の機関情報を提供する。

② 行政機関情報

九州に所在する関係省庁の出先機関及び県の機関の情報を提供する。

③ 研究者情報

有明海等を対象として、環境、水産業等に関する調査、研究を推進している研究者情報を提供する。

④ 文献情報

有明海等における生物等の既往文献情報を提供する。

⑤ 生物情報

有明海等の主要な漁業生物のほか、固有種、特産種、希少種を含め、有明海等に特化し、有明海等の地域特性を重視した生物情報を提供する。

⑥ 学会等関連情報

有明海等に関連する学会、シンポジウム、研究グループ・民間団体情報を提供する。

(3) 関係機関データベース及び自動観測ブイ情報とのリンク

有明海等環境情報・研究ネットワーク内には、関係省庁等で既に構築されているデータベースにリンクしている。また、有明海等の沿岸各県等で実施している自動観測ブイ情報（水温・塩分等を観測ブイにより、リアルタイムに提供する情報）にもリンクしている。なお、これらのデータベース等の利用等については、それぞれ固有の利用・管理規程等を確認することとしている。

(4) 情報を収載する期間

有明海等環境情報・研究ネットワーク内で収載する情報は概ね過去30年程度とする。

2) 情報提供ソフトウェアの設計・開発

関係機関や漁業者に迅速かつ効果的に情報を提供するために、インターネットを通じて情報提供するソフトウェアの設計・開発を行うほか、自動観測ブイのネットワーク化にむけたソフトウェアの設計・開発についても検討する。

なお、情報提供ソフトウェアの設計・開発は、試験運用を通じて利用者からの意見を受けながら、設計を見直し、変更する。

3) 研修会及びシンポジウムの開催

情報ネットの利活用等を含め、調査結果の公表・普及、関係機関の調査研究能力向上のための研修会及びシンポジウムを開催する。

4) 啓蒙普及活動の実施

漁業者等をはじめ広く国民に対し、海洋・環境等に対する意識の高揚を図るため、報道機関、

リーフレット及び当協会月報によって、啓蒙普及活動等を実施する。

5) 本格運用

(1) 運用開始日

平成 16 年 5 月 13 日

(試験運用については、平成 15 年 11 月 25 日より開始済み。)

(2) URL

<http://ay.fish-jfrca.jp/ariake>

(この URL が閲覧できない場合には、<http://219.163.131.211/ariake> を利用する。)

(3) 有明海等環境情報・研究ネットワークの利用

「有明海等環境情報・研究ネットワーク」は、データベースの有効利用、研究情報等の共有化及び積極的な情報公開を定めるために「利用規程」を設け、研究情報等の管理を適切に行うことを定めた「管理規程」に基づき、社団法人日本水産資源保護協会が運営する。

また、環境情報・研究情報等の管理を適切に行うために、「有明海等環境情報・研究ネットワーク」の利用については、一般会員及び登録会員を設けている。

①一般会員

一般国民の方を対象とし、「有明海等環境情報・研究ネットワーク」に収載した情報のうち自然情報や産業情報をグラフ化した加工情報のみ利用することができる。

②登録会員

「管理規程」に定める手続きを経て、協会の長が認めた方を対象とし、「有明海等環境情報・研究ネットワーク」に収載した全ての情報を利用することができる。

6) 今後の取り組み

掲載情報は随時更新するとともに、有明海等において実施されている定期観測等の新たな情報をお加することにより、データベースの内容をさらに充実していく予定。また、携帯電話による情報の提供、漁業者参加型双方向データ送信システムの構築等、利用者の要望に添ってより使い勝手のよいものに随時改良を進めていく予定。

O

O

有明海等環境情報・研究ネットワークの概要



